

緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき、市町村がみどりの適正な保全及びみどりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、目標と実現のための施策等を定める計画です。

本市では、2001年に緑の基本計画を策定しましたが、人口増加の社会から人口減少・少子高齢化の社会への変化や東日本大震災以降の復興事業によるみどりの変化等により、みどりを取り巻く状況が変化したことから、これらの変化に対応するため、みどりの見直しを図り、さらにはみどりを活かしていくため、計画を改定することとなりました。

対象とするみどり

本計画の対象となる「みどり」は、樹木や草花等の植物のみを対象とするのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も対象とし、公園・緑地、オープンスペース、森林、農用地、河川を含む広義なものとなります。

みどり

施設緑地

都市公園

- ・住区基幹公園・都市基幹公園
- ・特殊公園・都市緑地・広域公園 等

その他の施設緑地

- ・児童遊園地・街路樹
- ・市民農園 等

地域制緑地

法によるみどり

- ・自然公園・保安林・農業振興区域
- ・河川区域・鳥獣保護区 等

協定・条例等によるみどり

- ・緑地協定・景観形成重点地区
- ・保存樹木・保存樹林

